

電力需給契約書(案)

京都府（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、
宮津湾浄化センターで使用する電気の需給に関し、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別紙「仕様書」及びこの契約の条項に基づき、甲の宮津湾浄化センターで使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約の要領）

第2条 この契約の要領は、次の表のとおりとする。

- | | |
|---|---|
| （1）契約電力 | 別添資料3（宮津湾浄化センター）のとおり |
| （2）契約金額 | 別紙「契約単価表」とおり
（契約単価表の各金額には消費税及び地方消費税を含む。） |
| （3）供給場所 | 別添資料3（宮津湾浄化センター）のとおり |
| （4）契約期間 | 別添資料3（宮津湾浄化センター）のとおり |
| （5）供給仕様等 | 別紙「仕様書」とおり |
| （6）予定数量 | 別添資料3（宮津湾浄化センター）のとおり |
| （7）契約保証金 | |
| （8）この契約に規定する請求、通知、通告、申出、同意及び解除は、書面によりこれを行う。 | |

（権利義務譲渡の禁止）

第3条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

（秘密を守る義務）

第4条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、契約期間中及び終了後（解除を含む。）に関わらず、この契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らし、又はこの契約以外の目的に利用してはならない。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りでない。

（契約の変更等）

第5条 甲が、契約電力を超えて電気を使用した場合には、超過金を支払うものとする。この場合において、契約超過金の金額については、京都府を供給区域とするみなし小売電気事業者の供給条件等を参考に、双方協議の上で決定するものとする。

2 甲が、契約電力を超えて電気を使用する等、契約電力が不相当と認められる場合は、すみやかに甲乙協議のうえ契約を適正なものに変更するものとする。

3 契約期間内に契約電力を変更するときは、甲は、京都府を供給区域とするみなし小売電気事業者の供給条件等の規定により乙に精算金を支払うものとする。

（計量及び検査）

第6条 乙は、甲が使用した電力量（以下「使用電力量」という。）及び最大需要電力を、毎月、別添資料3（宮津湾浄化センター）に記載された前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までの期間（以下「計量期間」という。）に電力計に記

録された値により計量するものとする。

- 2 乙が甲の電気需給に関する記録の提出を希望するときは、甲はこれに応ずるものとする。

(力率割引等)

- 第7条** 力率割引及び割増は、京都府を供給区域とするみなし小売電気事業者の供給条件等の規定によるものとする。

(燃料費調整)

- 第8条** 燃料費調整は、入札時に供給者が京都府に提出した算定方法により算定し、燃料費の調整を行うこととする。

(その他の割引)

- 第8条の2** その他の割引がある場合にあつては、その他の割引額は、入札時に供給者が京都府に提出した算定方法により算定するものとする。

(再生可能エネルギー発電促進賦課金等)

- 第8条の3** 再生可能エネルギー発電促進賦課金等は、京都府を供給区域とするみなし小売電気事業者の供給条件等の規定によるものとする。

(料金の算定)

- 第9条** 常時電力料金は、第2条第1号、2号及び3号各アに定める契約電力に別紙「契本単価表」（以下「単価表」という。）の基本料金を乗じて得た額（以下「常時基本料金」という。）に計量期間にかかる使用電力量（予備電力により供給を受けた使用電力量を含む。）に単価表の電力量料金単価を乗じて得た額（以下「常時電力量料金」という。）を加算した額とする。ただし、常時基本料金は、第7条によって算定された力率割引または割増しを行うものとし、常時電力量料金は、仕様書によって算定された燃料費調整を差し引き、又は加えるものとする。
- 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金等は、京都府を供給区域とするみなし小売電気事業者の供給条件等の規定により算出された再生可能エネルギー発電促進賦課金等の単価に使用電力量を乗じて得た額とする。

(料金の支払等)

- 第10条** 乙は、第6条の規定による検査に合格したときは、月毎に前条により算出した金額の合計額（以下「料金」という。）を、計量期間の翌月に、甲に対し、適法な請求書により請求するものとする。
- 2 甲は、前項に規定する請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に乙に料金を支払わなければならない。ただし、支払日が日曜日又は銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」という。）に該当する場合は、支払日をその翌日とする。また、その翌日が日曜日又は休日に該当するときは、さらにその翌日とする。
- 3 甲は、約定期間内に料金を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.7パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に

関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（単位及び端数処理）

第 11 条 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- （1）契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は少数点以下第 1 位を四捨五入する。
- （2）使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入する。
- （3）力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入する。
- （4）料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てる。

（契約の解除）

第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由を乙に通告することにより、この契約を解除することができる。

- （1）乙の責めに帰すべき事由により、乙が電気を供給する見込みがないと認められるとき。
- （2）乙がこの契約の履行に関し、詐欺その他の不正行為をしたとき。
- （3）前 2 号に掲げるほか乙がこの契約に違反しこの契約の目的が達せられないと認められるとき。
- （4）乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、正当な理由があるときは、その事由を解除しようとする日の 1 月前までに甲に通告することにより、この契約を解除することができる。

(談合等による解除)

第 12 条の 2 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定による排除措置命令、第 62 条第 1 項の規定による納付命令又は第 64 条第 1 項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前 2 号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(特定調達契約に係る契約の解除等)

第 12 条の 3 甲は、業務が満了するまでの間は、第 12 条第 1 項及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約の履行を停止し、又は契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(予算削減による解除)

第 12 条の 4 甲は、平成 3 2 年度の京都府の歳入歳出予算において、乙に支払うべき光熱水費が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することができる。

2 甲が、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

(違約金)

第 13 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、予定数量から既に納入された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。

(1) 第 12 条第 1 項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当するときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第 12 条第 2 項の規定によりこの契約が解除されたときは、予定数量から既に納入された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の 10 分の 1 を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 契約期間内に、乙の責めに帰すべき事由がなく、甲が契約を解除する場合は、乙は、供給約款の規定に基づき契約代金の精算金等を請求できるものとし、甲は、乙にその精算金等を支払うものとする。

(損害賠償の予定)

第 14 条の 2 乙は第 12 条の 2 各号のいずれかに該当するときは、目的物の引渡しの完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、予定数量に契約単価を乗じて計算した額 10 分の 2 に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 3 号までのうち処分、審決、その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号) 第 6 項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

第 15 条 第 13 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

(相殺予約)

第 16 条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(接続供給契約等の義務)

第 17 条 乙が、電気事業法第 2 条の 2 の規定により登録された小売電気事業者であるときは、乙は、関西電力株式会社との間に、乙がこの契約に基づき、電気を安定して供給するために必要とする接続供給契約を提携し、その確認ができる書類の写しを甲に提出しなければならない。

(関係法令の遵守)

第 18 条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、労働契約法(平成 19 年法律第 12 8 号)その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第 19 条 この契約書に定めのない事項及びこの契約の条項に関して疑義が生じたときは、双方協議の上で決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年4月 日

甲 京都府流域下水道事務所

所 長



乙

(別紙)

契約単価表

需要場所 宮津湾浄化センター

契約期間 別添資料3（宮津湾浄化センター）のとおり

1 基本料金

常時電力	単価 (円/kWh)
宮津湾浄化センター内	円 銭
獅子崎中継ポンプ場	円 銭
鶴賀中継ポンプ場	円 銭
須津中継ポンプ場	円 銭
四辻中継ポンプ場	円 銭
堂谷中継ポンプ場	円 銭

2 電力量料金

	区分		単価 (円/kWh)
宮津湾浄化センター	夏季	7月・8月・9月のことをいう。	円 銭
	その他	7月・8月・9月を除いた月のことをいう。	円 銭
獅子崎中継ポンプ場	夏季	7月・8月・9月のことをいう。	円 銭
	その他	7月・8月・9月を除いた月のことをいう。	円 銭
鶴賀中継ポンプ場	夏季	7月・8月・9月のことをいう。	円 銭
	その他	7月・8月・9月を除いた月のことをいう。	円 銭
須津中継ポンプ場	夏季	7月・8月・9月のことをいう。	円 銭
	その他	7月・8月・9月を除いた月のことをいう。	円 銭
四辻中継ポンプ場	夏季	7月・8月・9月のことをいう。	円 銭
	その他	7月・8月・9月を除いた月のことをいう。	円 銭
堂谷中継ポンプ場	夏季	7月・8月・9月のことをいう。	円 銭
	その他	7月・8月・9月を除いた月のことをいう。	円 銭

- 注1 上記1及び2の契約単価には、消費税及び地方消費税相当額を含む。
- 2 上記1の常時電力の基本料金単価は、力率85パーセントのものである。
- 3 上記2の電力量料金単価は、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金等の単価を含まない額である。
- *その他の割引がある場合にあっては、その他の割引額は、入札時に供給者が京都府に提出した算定方法により算定するものとする。